

若者定住促進事業補助金

民間アパート等の家賃の3分の1、月額1万円を限度に補助します！

◎目的

45歳未満のU・I・Jターン就職者のうち、民間の賃貸アパート・借家等（勤務事業所の官舎、社宅、社員寮や雇用促進住宅等の公共的な住宅は除く）を借りられた方に、補助金を交付することにより、将来の高山市を担う若者の地元への就職・定住を促進します。

◎対象者

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 民間アパート等を賃借される方
- ② 高山市外から高山市へ住民登録地を移した方【※1】
- ③ 高山市内の事業所【※2】へUIJターン就職した日が45歳未満の方
- ④ ②、③のいずれか早い日から1年経過していない方【※3】
- ⑤ 公務員の場合、会計年度任用職員や任期付職員等の方（正規職員は対象外）

【※1】

市内に住民登録をしたまま、市外の学校などに就学または事業所に就職・就業していた方は、市外に居住していたことが証明できるもの（卒業証明書など）が必要となります。

【※2】

高山市外に本社を有する事業所のうち、人事異動に伴い市外への転勤が想定される事業所を除きます。

【※3】

学卒者（中退含む）は卒業・中退した日から3年を経過しておらず、市内の事業所に就職・就業した日から1年を経過していない方。



◎支援内容

家賃の3分の1に対し月額**1万円**を限度に**1年間**助成します。

※補助対象期間は申請のあった月から開始となります。

家賃の支払い実績を確認のうえ、半年に一度補助金を交付します。

◎申請方法

以下の書類を雇用・産業創出課窓口へお申し込みください。

- 交付申請書
- 賃貸契約書の写し（全ページ）
- 離職票又は履歴書、卒業証明書（卒業証書可）の写しなど